

板橋区私立幼稚園等園児保護者補助金事務処理要領

(平成7年4月1日教育長決定)

1 目 的

この要領は、板橋区私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき行われる事業に関する細目を定めるものとする。

2 「幼稚園」について（要綱第2条1号関係）

「幼稚園」には、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める特別支援学校の幼稚部を含める。

3 「幼稚園類似の幼児施設」について（要綱第2条2号関係）

「幼稚園類似の幼児施設」は、東京都知事により認定された施設で、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱による「幼稚園類似の幼児施設名簿」による。

4 「幼児」について（要綱第2条5号関係）

「板橋区内に住所を有する」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記載されている者又はやむを得ない事情により直ちに住民票を移すのが困難な者で板橋区内に居住実態のある者をいう。

ただし、住民票所在地の市町村等から同様の保護者を対象とする補助金の交付を受けている場合は除く。

5 「保護者」について（要綱第2条7号関係）

「保護者」、「施設等利用給付認定保護者」及び「教育・保育給付認定保護者」の中には、私立の「養護施設の長」も含まれる。

6 世帯の所得状況及び家庭状況について（要綱第3条関係）

(1) 「世帯の所得状況」は、幼児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべての区市町村民税所得割課税額の合計額により補助金額を決定する。

(2) 単身赴任者のように、実際には居住が別の場合でも、経済的に出身世帯と一体性がある場合は同一世帯として扱うものとする。

(3) 幼児が属する世帯とは別に、父母又は通園に要する費用を負担している者がいる場合は、その者の所得を当該幼児の属する世帯の所得に含めるものとする。この場合、幼児と同一の世帯に属し、幼児を監護している者を「保護者」とみなすことができる。

(4) 区長は、要綱第3条第4項及び第5項に定める保護者に対し、保育を必要とする事由における現況の報告を求め、保育の必要性の確認に必要な書類の再提出を求めることができる。

7 添付書類について（要綱第5条第2項関係）

この項の第1号から第4号に該当し、当該各号に定める書類を提出した場合、又は第5号若しくは第6号に該当した場合は、当該年度の区市町村民税課税（非課税）証明書又は納税通知書の写し（以下「証明書等」という。）の代わりとすることができる。この場合において、特別な理由なく区市町村民税未申告等の理由により税額が決定しない世帯については、補助の対象としない。

- (1) 1月1日現在に日本国内に住所がなく、当該年度の住民税が課税されない場合は、前年(1/1～12/31)の所得を確認し、これをもとに算定した区市町村民税額をもって補助額を決定するため、会社等からの所得証明。ただし、所得証明の提出が困難な場合であって、当該世帯の区市町村民税所得割合算額が256,301円以上であるとみなすことに保護者が同意したときは、所得証明の提出を省略することができる。
- (2) 保護者の結婚、離婚、死亡等の事由による世帯構成の変更に伴い、世帯の所得が前年と比べて増減した場合は、申請時の所得のわかる給与明細、残高証明書等の書類。
- (3) 養護施設に入所している幼児や里親に委託されている幼児の場合は、里親に委託されていることまたは養護施設に入所していることを明らかにする児童相談所の長の証明書及び通園に要する費用の負担者を明らかにする里親または養護施設の長の証明書。
- (4) 特に区長が認める事由がある場合は、収入状況を明記した申立書。
- (5) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもとして同法第20条第4項に定める認定を受けた幼児の属する世帯に関して、「東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例(平成27年東京都板橋区条例第27号)」別表の規定により決定された階層区分をもって証明書等の代わりとすることができる場合。
- (6) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の第3号ロに掲げる事業の実施のために区が確認した施設等利用給付認定子どもの属する世帯に係る市町村民税に関する情報を基に、「東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例(平成27年東京都板橋区条例第27号)」別表の規定に準じて判定された階層区分をもって証明書等の代わりとすることができる場合。

8 幼児の年齢計算について(要綱第2条5号関係)

対象となる幼児の年齢計算は、各年度の4月1日現在の満年齢による。ただし、当該年度の4月2日以降満3歳に達する幼児は、満3歳に達した時点で3歳児に含めるものとする。

9 住所を異動した場合について(要綱第3条関係)

保護者負担軽減補助金(基本分)、保護者負担軽減補助金(加算分)、保護者負担軽減補助金(預かり保育料分)、保護者負担軽減補助金(幼稚園型Ⅱ分)及び実費徴収に係る補足給付補助金は、月途中で幼児の住所が変更になった場合は、幼児が板橋区へ転入した日から、又は板橋区から転出した日まで交付する。

10 補助対象について(要綱第3条関係)

要綱第3条に規定する補助対象となる金額のうち、入園料、保育料、特定負担額等は園則に定められた金額とする。

11 補助金額について(要綱第4条関係)

- (1) 入園料補助金の額は、園児1人につき、50,000円を限度とする。
- (2) 保護者負担軽減補助金(基本分)の額は、園児1人につき、月額8,800円を限度とする。
- (3) 保護者負担軽減補助金(加算分)の額は、以下のとおりとする。
 - ア 幼稚園及び私立の特定教育・保育施設においては、別表1のとおりとする。
 - イ 幼稚園類似の幼児施設については、別表2のとおりとする。
- (4) 保護者の納入する入園料及び保育料が「板橋区幼稚園等における施設等利用費交付要綱(令和2年1月15日区長決定)」第3条の定めるところにより、幼稚園から減免されている場合又はその

他の理由において、その減免後の金額がそれぞれ補助金額に満たない場合は、その減免後の金額を補助金額とする。ただしその金額に１００円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(５) 保護者負担軽減補助金（預かり保育料分）及び保護者負担軽減補助金（幼稚園型Ⅱ分）の額は、別表３のとおりとする。

(６) 実費徴収に係る補足給付補助金の額は、月額４，８００円を限度とする。ただし、施設等利用給付認定保護者が負担する副食材料費が補助限度額に満たないときは、補助対象限度額の範囲内で補助対象者が私立幼稚園に対し現に支払った額（以下「実費徴収額」という。）とし、実費徴収額を補助対象者に支給するものとする。この場合において、副食費の実費徴収額の算出については、別表４のとおりとする。

１２ 交付申請時期について（要綱第５条関係）

(１) 入園料補助金の申請は、当該年度の３月３１日までにを行うこととする。

(２) 保護者負担軽減補助金（基本分）、保護者負担軽減補助金（加算分）、保護者負担軽減補助金（預かり保育料分）、保護者負担軽減補助金（幼稚園型Ⅱ分）及び実費徴収に係る補足給付補助金の申請は、当該年度の３月３１日までにを行うこととする。

(３) 上記（１）（２）の申請期限が、区役所閉庁日にあたる場合は最も近い前開庁日までとする。

付 則

１ この要領は、平成７年４月１日から適用する。

２ 私立幼稚園等入園料補助金及び保護者負担軽減補助金事務処理要領（平成５年３月１０日教育長決定）は、廃止する。

付 則

この一部改正は、平成８年４月１日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成９年４月１日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成１０年４月１日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成１０年４月１日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成１１年４月１日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成１２年４月１日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成１４年４月１日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成１６年１０月１日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成１７年４月１日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、令和元年12月23日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

改正後の要領の規定は令和元年10月分以降に係る補助金について適用し、同年9月分以前に係る補助金については、なお従前の例による。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この一部改正は、令和5年10月26日から施行し、令和5年10月1日から適用する。ただし、改正後の要領11第6号の規定は、令和5年4月1日から適用する。

- 2 改正後の要領の規定（11第6号を除く。）は令和5年10月分以降に係る補助金について適用し、同年9月分以前に係る補助金については、なお従前の例による。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表1 保護者負担軽減補助金(加算分)

各月初日の幼児の属する世帯の階層区分				月額限度		
階層区分		定義及び条件		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 (第1子)	以下に該当する園児(備考2) (第2子)	以下に該当する園児(備考2) (第3子以降)
A階層		生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項及び第3項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる支援給付を含む。)受給世帯及びB階層のうちひとり親世帯等		4, 400円	4, 400円	4, 400円
B階層		A階層を除き当年度分の特別区民税又は市町村民税非課税世帯(特別区民税又は市町村民税所得割非課税世帯を含む。)及び階層区分C階層第1階層のうちひとり親世帯等		1, 400円	4, 400円	4, 400円
C階層	A階層を除き当年度分の特別区民税又は市町村民税所得割課税世帯	第1階層	当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。以下同じ。)が77,100円以下の世帯(A階層に該当する世帯を除く。)	0円	0円	4, 400円
		第2階層	当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額が77,101円以上211,200円以下の世帯	0円	0円	3, 800円
		第3階層	当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額が211,201円以上256,300円以下の世帯	0円	0円	3, 200円
		第4階層	当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額が256,301円以上の世帯	0円	0円	0円

備 考

- 1 本表における特別区民税額又は市町村民税額の計算については、東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例(平成9年板橋区条例第14号)に規定する保育費用に係る特別区民税額又は市町村民税額の計算の例による。
- 2 本表において第1子とは、1人在籍の場合及び同一世帯から2人以上在籍している場合の最年長の幼児をいい、第2子以降とは、保護者と同一生計の兄・姉等を有する幼児をいう。
- 3 本表において生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯とは、生活保護法第11条第1項に規定する保護を現に受けている世帯とする。
- 4 指定都市の「区市町村民税所得割額」が課税される場合は、税率6パーセントにより算出した所得割課税額を用いて階層判定を行う。
ただし、やむを得ない場合は新税率により算出された所得割課税額に6/8を乗じた額を以って階層判定を行う。
- 5 この表の規定の適用に際して、4月から8月までの月分の区民税所得割額を判定する場合においては、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表2 保護者負担軽減補助金(加算分)

各月初日の幼児の属する世帯の階層区分				月額限度		
階層区分		定義及び条件		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 (第1子)	以下に該当する園児(備考2) (第2子)	以下に該当する園児(備考2) (第3子以降)
A階層		生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項及び第3項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる支援給付を含む。)受給世帯及びB階層のうちひとり親世帯等		30, 100円	30, 100円	30, 100円
B階層		A階層を除き当年度分の特別区民税又は市町村民税非課税世帯(特別区民税又は市町村民税所得割非課税世帯を含む。)及び階層区分C階層第1階層のうちひとり親世帯等		27, 100円	30, 100円	30, 100円
C階層	A階層を除き当年度分の特別区民税又は市町村民税所得割課税世帯	第1階層	当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。以下同じ。)が77,100円以下の世帯(A階層に該当する世帯を除く。)	25, 700円	25, 700円	30, 100円
		第2階層	当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額が77,101円以上211,200円以下の世帯	25, 700円	25, 700円	29, 500円
		第3階層	当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額が211,201円以上256,300円以下の世帯	25, 700円	25, 700円	28, 900円
		第4階層	当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額が256,301円以上の世帯	25, 700円	25, 700円	25, 700円

備 考

- 1 本表における特別区民税額又は市町村民税額の計算については、東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例(平成9年板橋区条例第14号)に規定する保育費用に係る特別区民税額又は市町村民税額の計算の例による。
- 2 本表において第1子とは、1人在籍の場合及び同一世帯から2人以上在籍している場合の最年長の幼児をいい、第2子以降とは、保護者と同一生計の兄・姉等を有する幼児をいう。
- 3 本表において生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯とは、生活保護法第11条第1項に規定する保護を現に受けている世帯とする。
- 4 指定都市の「区市町村民税所得割額」が課税される場合は、税率6パーセントにより算出した所得割課税額を用いて階層判定を行う。
ただし、やむを得ない場合は新税率により算出された所得割課税額に6/8を乗じた額を以って階層判定を行う。
- 5 この表の規定の適用に際して、4月から8月までの月分の区民税所得割額を判定する場合においては、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表3 保護者負担軽減補助金(預かり保育料分・幼稚園型Ⅱ分)

区分	対象	預かり保育料	一時預かり保育料
1	毎年4月1日以降に満3歳に達する第2子以降の幼児(満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいい、2歳児として在籍する者を除く。)(注1)(注2)	補助単価(日額)450円 「補助単価(日額)」×「預かり保育の利用日数」	預かり保育事業が十分でない場合等は、幼稚園型一時預かり事業の利用料を預かり保育料の「補助単価(月額)16,300円」を上限として、加算可能
2	幼稚園型一時預かり事業の幼稚園型Ⅱを実施する私立幼稚園又は私立の特定教育・保育施設に受け入れられている0歳児から2歳児まで(満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む。)の第2子以降の幼児(注1)(注2)	—	補助単価(月額) 42,000円

(注1)保育の必要性があると確認した幼児に限る。
(注2)第2子以降とは、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児に限る。

別表4 副食費に相当する額の算出方法

給食の実施方法	副食費の算出方法(基本)	便宜的な算出方法の可否
自園調理 (食材自己購入)	必要経費が明確であることから、各園で「1食当たり副食費相当額」を算出×給食日数	不可
自園調理 (食材外部搬入)	外部搬入業者に依頼し 「1食当たり副食費相当額」を算出×給食日数	例外的に便宜的な算出方法(※)も可
外部搬入	外部搬入業者に依頼し 「1食当たり副食費相当額」を算出×給食日数	例外的に便宜的な算出方法(※)も可

※「1日当たり副食費相当額」の便宜的な算出方法

- ①新制度移行幼稚園公定価格上の副食費徴収免除加算と同じ単価を用いる。
- ②板橋区外の幼稚園は、幼稚園が所在する自治体が定める算出方法を用いることができる。
- ③園における1食あたり給食費×「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合」
- ④園における1食あたり食材料費相当額×「食材料費に占める副食材料費の割合」